

## プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

## 項目 2017 年 6 月 30 日までに公表されている会計基準等（重要な会計基準以外）に関する比較表

1. IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」及びこれに関連する改正会計基準に関するエンドースメント手続後のエンドースメント手続の進め方については、第 33 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会（2017 年 4 月 21 日開催）及び第 359 回企業会計基準委員会（2017 年 4 月 28 日開催）における審議を踏まえて、以下の方法により進めている。
  - (1) 重要な会計基準<sup>1</sup>については、個々にエンドースメント手続を実施する。
  - (2) (1)以外の会計基準については、一定の基準日（例えば、6 月末、12 月末）を設け、その間に IASB により公表された会計基準等について、翌半年の間に当該会計基準等に係るエンドースメント手続の公開草案を公表し、その後半年以内に修正国際基準の改正を行う<sup>2</sup>。なお、公表から発効までの期間が短い基準については、当該発効までの期間も考慮し、別途の対応を検討する場合もある。
  - (3) 適時性を損なわない範囲で、可能な限り(1)のエンドースメント手続と(2)のエンドースメント手続を 1 つの公開草案としてまとめて公表する。
2. 第 36 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会（2017 年 8 月 29 日開催）（以下「第 36 回作業部会」という。）において、前項のエンドースメント手続の進め方に従い、2017 年 6 月 30 日までに IASB より公表された会計基準等のうち、IFRS 第 9 号「金融商品」（2014 年）、IFRS 第 16 号「リース」、IFRS 第 17 号「保険契約」を除く、以下の会計基準等についてエンドースメント手続を行った。
  - (1) 「投資者とその関連会社又は共同支配企業間の資産の売却又は抛却」（IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正）及び「IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正の発効日」
  - (2) 「株式に基づく報酬取引の分類及び測定」（IFRS 第 2 号の修正）
  - (3) 「IFRS 第 9 号『金融商品』の IFRS 第 4 号『保険契約』との適用」（IFRS 第 4 号の修正）<sup>3</sup>
  - (4) IFRIC 解釈指針第 22 号「外貨建取引と前払・前受対価」
  - (5) 「投資不動産の振替」（IAS 第 40 号の修正）
  - (6) 「IFRS 基準の年次改善 2014-2016 年サイクル」における「初度適用企業のための短期的な免除の削除（IFRS 第 1 号の修正）」及び「関連会社又は共同支配企業の公正価値での測定（IAS 第 28 号の修正）」
  - (7) IFRIC 解釈指針第 23 号「法人所得税務処理に関する不確実性」
3. 前項の第 36 回作業部会の審議では、検討対象とした会計基準等を改正前の IFRS 又は IFRIC と比較し、会計基準に係る基本的な考え方、実務上の困難さ及び周辺制度との関連を分析した結果、事務局からいずれの会計基準等も「削除又は修正」の要否を検討する必要はないと提案した（検討が必要な項目として\*を付さなかった理由についても併せて記載）。当該作業部会の審議では、事務局からの提案に特段の異論は聞かれなかったものの、一部の項目に関して判断過程の明確化や、当委員会が関連する公開草案に対してコメントした後の顛末の明確化を求める意見があった。
4. 前項で聞かれた意見への対応を本日の委員会における本資料に反映し、あわせて、一部の記載について見直しを行っているものの、第 36 回作業部会の分析を大きく変更するものではない。このため、第 36 回作業部会と同様に、第 2 項の会計基準等に関して「削除又は修正」の要否を検討する必要はないことを提案する。

<sup>1</sup> IFRS 第 9 号（2014 年）及び関連する「IFRS 第 9 号「金融商品」の IFRS 第 4 号「保険契約」との適用」（IFRS 第 4 号の修正）、IFRS 第 16 号「リース」、IFRS 第 17 号「保険契約」としている。

<sup>2</sup> 過渡期の取扱いとして、2016 年 12 月までに公表されている 2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効する会計基準等については、2017 年 6 月末時点で公表済みの会計基準等と併せてエンドースメント手続を行うとしている。

<sup>3</sup> 第 1 項(1)及び脚注 1 において重要な会計基準として記載し、個々にエンドースメント手続を実施するとしているが、他の会計基準等と合わせて本資料においてエンドースメント手続を実施する。

ディスカッション・ポイント

第2項に掲げた会計基準等に関するエンドースメント手続における、ASBJ事務局の分析内容及び「削除又は修正」の要否を検討する必要はないとする提案について、ご意見をお伺いしたい。

## 「投資者とその関連会社又は共同支配企業間の資産の売却又は抛却」(IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正) 及び「IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正の発効日」

#	項目	IASB 及び IFRS 解釈指針委員会が公表した IFRS 又は IFRIC (当該改正前) における取扱い	新規の又は改正された IFRS の概要	(参考) 日本基準における取扱い	検討が必要な項目の候補の抽出			*を付さなかった理由
					基本的な考え方	実務上の困難さ	制度との関連	
1	資産の売却又は抛却時の会計処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号における取扱いはそれぞれ以下の通りであった。</li> <li>親会社が有する子会社の持分を親会社の共同支配企業又は関連会社へ売却すること等により、子会社への支配を喪失した場合、支配喪失に関連する利得又は損失の全額を認識する。(IFRS 第 10 号第 25 項)</li> <li>共同支配企業又は関連会社の資本持分との交換による共同支配企業又は関連会社への非貨幣性資産の売却又は抛却から生じる利得又は損失は、共同支配企業又は関連会社に対する関連のない持分の範囲に制限される。(IAS 第 28 号第 28 項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記の親会社による子会社持分の売却等に関し、当該売却等(子会社かどうかを問わず) 事業の喪失に関わるものである場合には、利得又は損失の全額が認識され、取引の対象が事業を構成しない場合には、利得又は損失の一部(他の投資者に対する持分に関連する部分) が認識されることが明確化された。(IFRS 第 10 号第 25 項、B98 項、B99A 項)(IAS 第 28 号第 28 項、第 30 項、第 31A 項)</li> <li>2015 年の改訂(「IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正の発効日」の公表) で、発効日が削除された。早期適用は可能である。(IFRS 第 10 号 C1C 項、IAS 第 28 号第 45C 項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子会社株式を一部売却し、支配を喪失して関連会社になった場合には、連結財務諸表上において、個別財務諸表上の当該関連会社株式の帳簿価額に対して、仮に取得時から持分法を適用していたとした場合の価額を用いて持分法を適用して評価替を行う。(連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針第 45 項)</li> <li>連結財務諸表上、子会社株式の売却等で支配を喪失した場合、残存投資は、個別財務諸表上の帳簿価額で評価し、差額は損益処理する(企業会計基準第 22 号第 29 項)</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>IFRS 第 10 号の支配の喪失に関する原則の内容を維持し、適用される範囲を明確化するものであり、IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の基本的な考え方に変更はないものと考えられる。両基準についてエンドースメント手続がすでに行われていることを踏まえれば、特に検討すべき点はないと考えられる。</li> <li>なお、2015 年の改訂により発効日が削除され、早期適用のみが可能となっている状況であるが、持分法に関するプロジェクトとの関係を踏まえて対応されたものであり、特段、否定するまでに至らないと考えられる。</li> </ul>

「株式に基づく報酬取引の分類及び測定」(IFRS 第2号の修正)

#	項目	IASB 及び IFRS 解釈指針委員会が公表した IFRS 又は IFRIC (当該改正前) における取扱い	新規の又は改正された IFRS の概要	(参考) 日本基準における取扱い	検討が必要な項目の候補の抽出			*を付さなかった理由
					基本的な考え方	実務上の困難さ	制度との関連	
1	権利確定条件及び権利確定条件以外の条件が現金決済型の株式に基づく報酬の測定に与える影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>IFRS 第2号は、勤務条件や業績条件などの権利確定条件及び権利確定条件以外の条件について、持分決済型の株式に基づく報酬取引における取扱いは記述されていた (IFRS 第2号第19項から第21A項) もの、現金決済型の株式に基づく報酬取引では具体的に扱っていなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>権利確定条件及び権利確定条件以外の条件が、現金決済型の株式に基づく報酬取引の測定に与える影響を、持分決済型の場合と同様に、次のように反映することが明確化された。</li> <li>➤ 「株式市場条件」及び「権利確定条件以外の条件」については、各報告期間の末日現在及び決済日現在の報酬の公正価値の再測定時に考慮し、公正価値の単価において反映させる。(IFRS 第2号第33C項)</li> <li>➤ 「株式市場条件以外の権利確定条件」(すなわち、「勤務条件」及び「株式市場条件以外の業績条件」) は、各報告期間の末日現在及び決済日現在の報酬の公正価値の再測定時に、当該報酬の単位数を調整することによって考慮する。(IFRS 第2号第33A項及び第33B項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現金決済型の株式に基づく報酬に関する基準が存在しないため、本項目に該当する規定はない。</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>本改正は株式に基づく報酬取引に関して、現金決済型の株式に基づく報酬に関して持分決済型の株式報酬と同様の取扱いとすることの明確化に対処するものであり、IFRS 第2号の原則の基本的な取扱いを変更するものではないと考えられる。IFRS 第2号についてエンドースメント手続がすでに行われていることを踏まえれば、特に検討すべき点はないと考えられる。</li> </ul>
2	源泉徴収義務についての純額決済の要素のある株式に基づく報酬取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業が、株式に基づく報酬に関連した納税義務に係る金額を源泉徴収し、従業員に代わって支払う場合について、特段の規定はなかった。</li> <li>当該源泉徴収について、IFRS 第2号第34項の要求事項に併せ、企業に現金又は他の資産で決済する負債が発生しているものとし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>源泉徴収額に相当する数の資本性金融商品を純額決済するような株式に基づく報酬取引に関し、当該契約条件がなかったと仮定すると持分決済型に分類されていたであろう場合には、当該報酬取引は IFRS 第2号第34項の要求事項の例外として、当該取引全体を持分決済型に分類することを明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>源泉徴収義務についての純額決済の要素のある株式に基づく報酬取引に関する特段の定めはない。</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>本改正は株式に基づく報酬に係る源泉徴収義務の取扱いを明確化に対処するものであり、IFRS 第2号の原則の基本的な取扱いを変更するものではないと考えられる。IFRS 第2号についてエンドースメント手続がすでに行われていることを踏まえれば、特に検討すべき点はないと考えられる。</li> </ul>

		て、現金決済型の株式に基づく報酬取引として会計処理すべきとする見解もあった。	確化した。(IFRS 第2号第33E項、第33F項)				
3	株式に基づく報酬取引の分類を現金決済型から持分決済型に変化させる条件変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>持分決済型の株式に基づく報酬取引の契約条件の変更については、最低限、付与した資本性金融商品の付与日現在公正価値で測定し、受け取った財又はサービスを認識するとしている。(IFRS 第2号第27項及びB42項からB44項)</li> <li>現金決済型の株式に基づく報酬取引については、当該報酬に係る負債を各報告日において公正価値で再測定することが要求されている。(IFRS 第2号第30項)</li> <li>一方で、現金決済型の報酬取引が取り消され、持分決済型の報酬取引に置き換えられることによる条件変更時の取扱いについては、具体的なガイダンスが示されていない。</li> </ul>	<p>株式に基づく報酬取引の分類を現金決済型から持分決済型に変化させる条件変更について、以下の取扱いが明確化された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>条件変更日において持分決済型の報酬取引として、会計処理を行う。(IFRS 第2号B44A項(a))</li> <li>その際、当該取引を条件変更日時点の公正価値により測定し、そのうち既に財又はサービスを受け取っている部分は、資本の増加として認識する。(IFRS 第2号B44A項(a))</li> <li>現金決済型の株式報酬取引に係る負債は、条件変更日時点で認識を中止する。(IFRS 第2号B44A項(b))</li> <li>認識が中止された負債の帳簿価額と、認識された資本の増加額の差は、即時に純損益で認識される。(IFRS 第2号B44A項(c))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現金決済型の株式に基づく報酬に関する基準が存在しないため、当該項目に関する規定はない。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>本改正は株式に基づく報酬に関して、現金決済型から持分決済型への振替時の取扱いについて記述を追加することで明確化に対処するものであり、IFRS 第2号の原則の基本的な取扱いを変更するものではないと考えられる。IFRS 第2号についてエンドースメント手続がすでに行われていることを踏まえれば、特に検討すべき点はないと考えられる。</li> </ul>

「IFRS 第9号「金融商品」のIFRS 第4号「保険契約」との適用」(IFRS 第4号の修正)

#	項目	IASB 及び IFRS 解釈指針委員会が公表した IFRS 又は IFRIC (当該改正前) における取扱い	新規の又は改正された IFRS の概要	(参考) 日本基準における取扱い	検討が必要な項目の候補の抽出			*を付さなかった理由
					基本的な考え方	実務上の困難さ	制度との関連	
1	IFRS 第9号の適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>IFRS 第9号は2018年1月1日以後開始する事業年度に適用され、早期適用が認められている。</li> <li>IFRS 第9号の発効日時点では、IFRS 第17号「保険契約」は発効されておらず、保険者において、先にIFRS 第9号が適用される場合に生じる可能性の追加的な会計上のミスマッチや純損益のボラティリティなどに懸念があった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険者に対して、次の二つの免除規定が選択肢として設けられた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 上書きアプローチ: 企業等が指定した金融資産にIFRS 第9号を適用した場合の純損益と、仮にIAS 第39号を適用していた場合の純損益との差額をその他の包括利益(OCI)へ振り替える(IFRS 第4号第35B項から第35N項)</li> <li>➢ IFRS 第9号の一時的免除(企業の活動が広く保険に関連している場合に選択可)<sup>4</sup>: すべての金融資産及び負債について、IAS 第39号の適用を継続する(IFRS 第4号第20A項から第20Q項)</li> </ul> </li> <li>上記の選択肢を適用した企業に対して、比較可能性を担保するための所定の開示がそれぞれ要求されている。(IFRS 第4号第39B項から第39M項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険業法等において保険会社固有の会計処理が規定されている。</li> <li>本会計基準は、新しい金融商品会計基準の適用に伴う経過措置としての性格を有し、日本基準で相当する特段の定めはない。</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>本改正は、特定の保険者に対してIFRS 第9号の適用の経過措置を設けるものであり、原則とする考え方について変更はない。</li> <li>当該改正に係る公開草案に対して、ASBJからは、IFRS 第9号とIFRS 第17号との発効日の相違への対処を行うことに同意したうえで、「IFRS 第9号の一時的免除」の選択肢については財務情報の比較可能性を低減させる可能性があり、また、同選択肢を採用しない場合コスト負担の軽減に関する情報が限定的であったことから、明確な同意は行っていない。</li> <li>ただし、「IFRS 第9号の一時的免除」を採用した場合には比較可能性を担保するための一定の開示要求事項が規定されていることや、IFRS 第17号が発効するまでの経過規定であることを踏まえ、エンドースメント手続において「削除又は修正」の要否の検討を行うほどの重要性はないと考えられる。</li> </ul>

<sup>4</sup> 当該一時的免除は、保険に関連する負債が企業の総負債のかかなりの割合を占める企業に認められているが、金融コングロマリットの一部門として保険事業を抱えている場合には一般的に適用できないことが想定されている。EFRAG(欧州財務報告アドバイザリーグループ)は2017年1月13日付でエンドースメントに関するアドバイスのレターをEC(欧州委員会)に提出しており、EUでのエンドースメントを推奨するものとなっていたが、ECにおいて、当該一時的免除の適用範囲に関して、(金融コングロマリットのような)保険業を専業としていない企業において競争上不利となる懸念があるとして、一定の要件を満たす金融コングロマリットの保険部門での当該免除を認めるように適用範囲を拡大する修正を本改訂に対して行うとする提案を2017年6月29日に会計規制委員会(Accounting Regulatory Committee)にて決議した。2017年8月25日現在、本案は欧州議会(European Parliament)及び欧州連合理事会(Council of the European Union)での審議へ回付されている(期限:2017年10月7日)。

## IFRIC 第 22 号「外貨建取引と前払・前受対価」

#	項目	IASB 及び IFRS 解釈指針委員会が公表した IFRS 又は IFRIC (当該改正前) における取扱い	新規の又は改正された IFRS の概要	(参考) 日本基準における取扱い	検討が必要な項目の候補の抽出			*を付さなかった理由
					基本的な考え方	実務上の困難さ	制度との関連	
1	外貨建取引と前払・前受対価	<ul style="list-style-type: none"> <li>外貨建取引を記録する際に使用する直物為替レートは「取引日」のものでされ、取引が最初に IFRS の認識の要件を満たす日とされている。(IAS 第 21 号第 21 項、第 22 項)</li> <li>一方で、企業が外貨建ての前受対価を受領する状況において、当該「取引日」が明確ではなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業が前払・前受対価を受領する場合の取引は、企業が当該前払・前受対価の収受を行うことを指し、当該「取引日」は、企業が当該前払・前受対価の支払又は受取りを行うことに伴い生じた非貨幣性資産又は非貨幣性負債(前払金や前受金等)を当初認識する日であるとしている(IFRIC 第 22 号第 8 項)。</li> <li>複数回の前払又は前受がある場合は、生じた非貨幣性資産又は非貨幣性負債についてそれぞれの取引日を決定しなければならないとしている。(IFRIC 第 22 号第 9 項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外貨により収受された前渡金及び前受金は、金銭収受時の為替相場による円換算額を付す。(会計制度委員会報告第 4 号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」第 25 項)</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>本改正は、IAS 第 21 号の原則を適用するにあたり、「取引日」の取扱いについて、解釈指針により明確化をはかるものであり、IAS 第 21 号の基本的な考え方を変更するものではないと考えられる。IAS 第 21 号について、エンドースメント手続がすでに行われていることを踏まえれば、特に検討すべき点はないと考えられる。</li> </ul>

## 「投資不動産の振替」(IAS 第 40 号の修正)

#	項目	IASB 及び IFRS 解釈指針委員会が公表した IFRS 又は IFRIC (当該改正前) における取扱い	新規の又は改正された IFRS の概要	(参考) 日本基準における取扱い	検討が必要な項目の候補の抽出			*を付さなかった理由
					基本的な考え方	実務上の困難さ	制度との関連	
1	投資不動産の振替	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初認識後に分類を投資不動産に振り替える又は投資不動産から振り替えるのは、用途変更が一定の事象により裏付けられる場合に限定されている。(IAS 第 40 号第 57 項)</li> <li>・建設中又は開発中の物件について、基準に明示されていない事象で用途変更が裏付けられる場合も投資不動産への振替が起こるか否かが明確でなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資不動産への振替又は投資不動産からの振替について、以下の 2 つの原則が強調され、基準に明示される事象が例示であり網羅的でないことが明確化された。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 不動産が投資不動産の定義を満たすこと又は満たさなくなることを判定すること、及び、</li> <li>(b) 用途変更が生じたという裏付けとなる証拠があること (IAS 第 40 号第 57 項、BC25 項、BC26 項)</li> </ul> </li> <li>・加えて、経営者の意図の変更は、それ単独では不動産の振替を裏付けるための十分な証拠とならない旨を追記している。(IAS 第 40 号第 57 項、BC27 項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「棚卸資産に分類されている不動産以外のものであって、賃貸収益またはキャピタルゲインの獲得を目的として保有されている不動産 (ファイナンス・リース取引の貸手における不動産を除く)」を「賃貸等不動産」として定義づけ、同目的で開発中の不動産も含まれる。(企業会計基準第 20 号 第 4 項から第 7 項)</li> <li>・賃貸等不動産から棚卸資産への振替は想定されているものの、振替に関する特段の定めはない。</li> <li>・販売用不動産等 (販売用不動産及び開発事業等支出金) に関して、賃貸事業目的あるいは自社使用目的の不動産との間で行う振替については、合理的な理由に基づく場合を前提とする旨の記載がなされている。(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第 69 号「販売用不動産等の評価に関する監査上の取扱い」7. 販売用不動産等及び固定資産の保有目的変更への対応)</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・本改正は、IAS 第 40 号における投資不動産への振替又は投資不動産からの振替についての取扱いを明確化するものであり、投資不動産の定義や IAS 第 40 号の基本的な考え方を変更するものではないと考えられる。</li> <li>・当該改正に係る公開草案に対して、当委員会は、IASB の提案に基本的に同意していたうえで、建設中又は開発中の不動産の振替にも対応するような用語の変更や、不動産の用途変更に係る意思決定の証拠に関する明確化などの提案内容の改善のコメントを行った。</li> <li>・最終化された基準では、建設中又は開発中の物件にも規定が及ぶように提案内容の一部修正がされており、不動産の用途変更に係る意思決定の証拠に関しても一定の明確化が図られている。その一方で、用語の変更は行われていないが内容に影響するものでないため、エンドースメント手続において「削除又は修正」の要否の検討を行うほどの重要性はないと考えられる。</li> </ul>



「IFRS 基準の年次改善 2014-2016 年サイクル」における「初度適用企業のための短期的な免除の削除（IFRS 第1号の修正）」及び「関連会社又は共同支配企業の公正価値での測定（IAS 第28号の修正）」

#	項目	IASB 及び IFRS 解釈指針委員会が公表した IFRS 又は IFRIC（当該改正前）における取扱い	新規の又は改正された IFRS の概要	(参考) 日本基準における取扱い	検討が必要な項目の候補の抽出			*を付さなかった理由
					基本的な考え方	実務上の困難さ	制度との関連	
1	初度適用企業のための短期的な免除の削除（IFRS 第1号）	<p>初度適用企業に対して、IFRS 第1号において次の経過措置が短期的に認められていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IFRS 第7号「金融商品：開示」に関連する経過措置（IFRS 第1号 E3 項、E4 項、E4A 項）</li> <li>IAS 第19号「従業員給付」に関連する経過措置（IFRS 第1号 E5 項）</li> <li>IFRS 第10号「連結財務諸表」で定義される投資企業に関連する経過措置（IFRS 第1号 E6 項、E7 項）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IFRS 第1号 E3 項から E7 項の経過措置の適用可能期間が過ぎたため削除した。（IFRS 第1号 BC99 項）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>該当する規定はない。</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>本改正は、適用が今後不可能となる基準の整理であり、特に検討すべき点はないと考えられる。</li> </ul>

2	<p>関連会社又は共同支配企業を公正価値で測定すること (IAS 第 28 号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業は関連会社又は共同支配企業に対する投資を、所定の条件を満たす場合、純損益を通じて公正価値で測定することを選択できる。(IAS 第 28 号第 18 項)</li> <li>・一方で、当該選択を会計方針として、条件を満たす投資すべてに適用すべきか、投資毎に選択できるかについての記述はなされていなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ IAS 第 28 号第 18 項の選択を当初認識時等に投資ごとに行うことができることを明確化した。(IAS 第 28 号第 18 項及び第 36A 項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当する規定はない。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本改正は、IAS 第 28 号第 18 項の会計処理の適用方法を明確化するものであり、IAS 第 28 号の基本的な取扱いを変更するものでないと考えられる。IAS 第 28 号についてエンドースメント手続がすでに行われていることを踏まえれば、特に検討すべき点はないと考えられる。</li> </ul>
---	--	--	--	--	--	---

## IFRIC 第 23 号「法人所得稅務處理に関する不確実性」

#	項目	IASB 及び IFRS 解釈指針委員会が公表した IFRS 又は IFRIC (当該改正前) における取扱い	新規の又は改正された IFRS の概要	(参考) 日本基準における取扱い	検討が必要な項目の候補の抽出			*を付さなかった理由
					基本的な考え方	実務上の困難さ	制度との関連	
1	法人所得稅の會計處理に不確実性の影響をどのように反映すべきかに関する明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>IAS 第 12 号「法人所得稅」第 12 項では、当期稅金負債又は資産の認識に関する一般的な要求事項が示されているものの、稅務調査の結果に対し、企業が異議申立を行う予定がある状況において、どのような場合に納稅額についての資産を認識することが適切であるのかについて、具体的なガイダンスは示されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数の不確実な稅務處理に関して、別個に考慮するかグループとして一緒に考慮するかについて、不確実性の解消方法をより適切に予測できる方法に基づいて決定すべき旨が規定された。(IFRIC 第 23 号第 6 項)</li> <li>可能性が高くない場合に、最頻値法又は期待値法のうち、不確実性の解消方法をより適切に予測できる方法で、不確実性の影響を反映することが規定された。(IFRIC 第 23 号第 11 項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過年度の所得等に対する法人稅等が更正等により追徴、還付される場合の會計處理について規定している(追徴か還付かにより、損益に計上する際の蓋然性の閾値が異なる)。</li> <li>過年度の所得等に対する法人稅、住民稅及び事業稅等について、更正等により追徴稅額を納付したが、当該追徴の内容を不服として法的手段を取る場合において、還付されることが確実に見込まれ、当該還付稅額を合理的に見積ることができる場合、誤謬に該当するときを除き、当該還付稅額を損益に計上する。(企業會計基準第 27 号「法人稅、住民稅及び事業稅に関する會計基準」第 6 項、第 7 項、及び第 8 項)</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>本解釈指針は、現行の基準 (IAS 第 12 号) において明確ではなかった法人所得稅の會計處理に不確実性の影響をどのように反映すべきかについて明確化したものであり、IAS 第 12 号の取扱いについての基本的な変更はないことから、「削除又は修正」の要否を検討するほどの重要性はないと考えられる。</li> <li>なお、本解釈指針の公開草案に対して、当委員会は、実務の不統一を削減するものとして IFRS 解釈指針委員会の取組みを支持したうえで、一部の領域について改善を求めるコメントをしていた。</li> <li>当委員会のコメント概ね対応されており、また、対応されていない利息及び罰金の不統一への対応も「削除又は修正」の要否の検討を行うほどの重要性はないと考えられる。</li> </ul>

以上